

# 蓄圧式消火器の外観点検報告

# 自ら行う 消火器の点検報告

※建物によっては、点検の際に資格が必要な場合があります。



点検スタート

消火器は、日頃の維持管理が必要です。

消防法では、消火器を含む消防用設備等の点検・報告だけでなく、整備を含めた適正な維持管理を行うことを、防火対象物の関係者に義務付けています。

建物の安全を守るため、消火器は正しく点検・報告を行い、常に防火に備えましょう。

## 目視により確認

- ① 表示
- ② 本体容器
- ③ 安全栓の封
- ④ 安全栓
- ⑤ 使用済みの表示装置
- ⑥ レバー

## 目視・締め付け確認

- ⑦ キャップ
- ⑧ ホース
- ⑨ ノズル・ホーン・ノズル栓
- ⑩ 指示圧力計

## その他確認事項

- A 設置場所
- B 設置間隔
- C 適応性
- D 標識

## 点検票記入要領

### ① 表示

**Point** 「製造年」を確認しましょう。



「製造年」から **5年** を超えていない

【例】製造年 2018年 ⇒ 2023年中であれば…  
「はい」

はい

自ら点検を実施  
(詳しくは本パンフレットをご覧ください)

いいえ

本パンフレット記載の点検に加え消火薬剤、消火器内部の点検が必要です。

- ・消防設備業者等に依頼する
- ・消火器を買替える 等

# 目視により確認

## ② 本体容器

不良箇所発見時には消防設備業者等に依頼、又は買替えが必要です。

**Point** 変形・損傷や消火薬剤の漏れなどありませんか？  
●溶接部の腐食・サビに注意



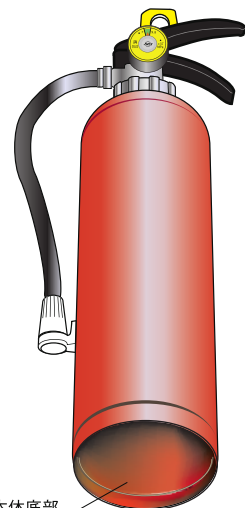
× 底部の腐食



× 著しい腐食



× 消火薬剤の漏れ



本体底部

## ③ 安全栓の封

不良箇所発見時には消防設備業者等に依頼、又は買替えが必要です。

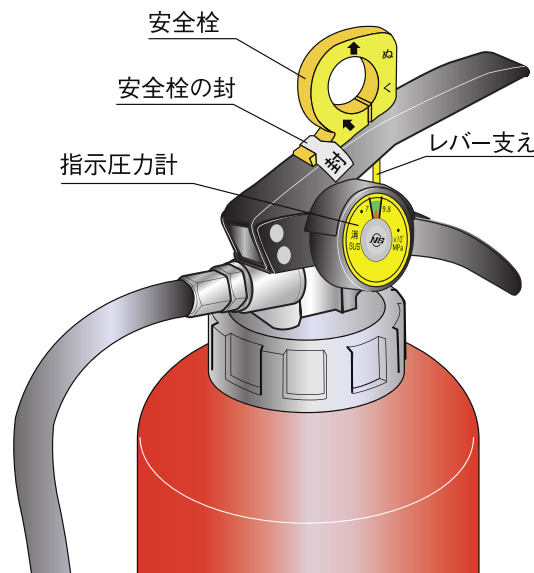
**Point** 破れたり、はがれたりしていませんか？



○ 封紙良好



× 封紙の破損



## ④ 安全栓

不良箇所発見時には消防設備業者等に依頼、又は買替えが必要です。

**Point** 変形や損傷なく、しっかりと装着されていますか？



× 安全栓の抜けかけ



× 安全栓の脱落



× レバー支えの脱落

## ⑤ 使用済みの表示装置

不良箇所発見時には消防設備業者等に依頼、又は買替えが必要です。

**Point** 表示が脱落していませんか？



○ 使用済みの表示装置



× 表示装置の脱落

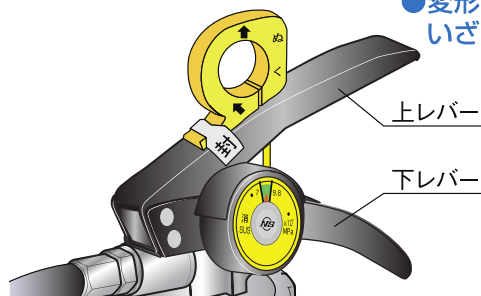
例：(封) (使用済) (LOCK) (OK) (GOOD) (可) (封)

## ⑥ レバー

不良箇所発見時には消防設備業者等に依頼、又は買替えが必要です。

**Point** 変形や損傷がありませんか？

●変形していると握り込めず、いざという時に使用できません。



※使用済みの表示装置がない機種もあります。



× 変形

# 目視・締め付け確認

## ⑦ キャップ

不良箇所発見時には消防設備業者等に依頼、又は買替えが必要です。

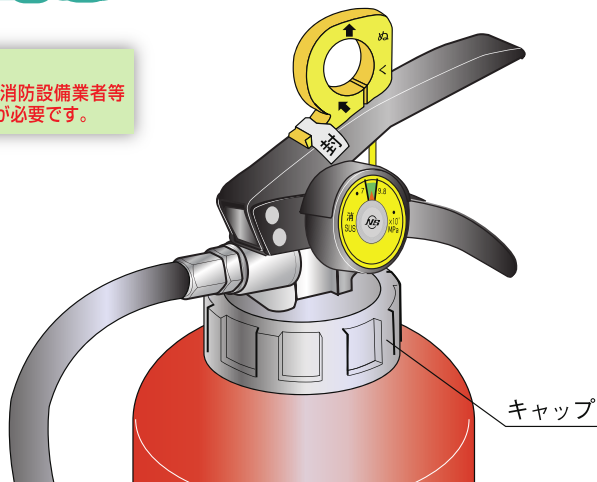
**Point**  しっかりと締まっていますか？  
●粉末消火器は特に注意しましょう。



× キャップの破損




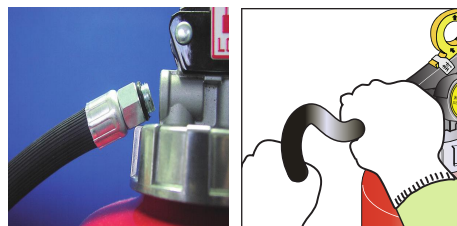
× キャップの劣化



## ⑧ ホース

不良箇所発見時には消防設備業者等に依頼、又は買替えが必要です。

**Point**  変形・損傷・老朽化・内部の詰まりをチェック！  
本体にしっかりと接続されていますか？  
●ホースのヒビに注意しましょう。  
●ゴムの劣化に注意しましょう。




× 緊結ネジの破損  
× ホースの脱落

ホースの点検方法  
たわませてホースの  
状態をチェック

## ⑨ ノズル・ホーン※・ノズル栓

不良箇所発見時には消防設備業者等に依頼、又は買替えが必要です。

**Point**  変形・損傷・老朽化・内部の詰まりをチェック！  
ホースとしっかりつながっていますか？  
●ノズル栓にはさまざまなタイプがあります。

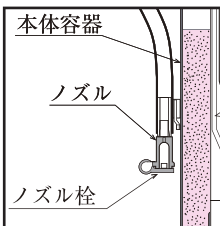
※二酸化炭素消火器を  
設置している場合のみ



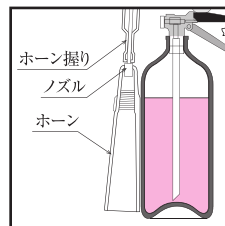
○ ノズル及びノズル栓



× ノズルの破損




ノズル栓ゴム栓タイプ



二酸化炭素消火器のホーン

## ⑩ 指示圧力計

不良箇所発見時には消防設備業者等に依頼、又は買替えが必要です。

**Point**  指示圧力値は緑色範囲内ですか？  
変形・損傷などありませんか？



○ 指示圧力値 良好



× 指示圧力値 不適



× 指示圧力計の損傷



# 設置は、良い環境で適正に

## A 設置場所

### Point

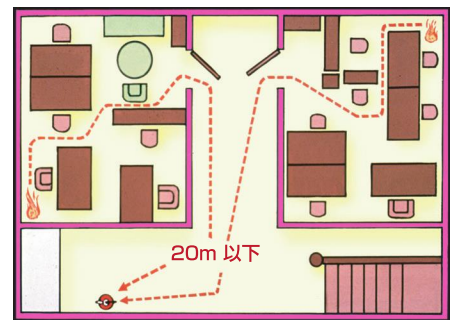
必要時すぐに持ち出せる場所に設置していますか？  
床面から 1.5m 以下の場所に設置していますか？

- 水のかかる位置に設置していませんか？
- 厨房での床面、作業場の地面等への直置きは避け、壁掛け又は設置台、格納箱へ設置しましょう。

## B 設置間隔

### Point

階ごとに建物の各部分から消火器まで歩行距離 20m 以下になるように設置していますか？



## C 適応性

### Point

消火器に設置場所に適応する表示マークがありますか？

- ・ 普通火災 建物その他の工作物の火災
- ・ 油火災 引火性の液体等の火災
- ・ 電気火災 通電中の電気設備等の火災



普通火災用



油火災用



電気火災用

## D 標識

### Point

消火器の設置場所に「消火器」の標識を見やすい位置に付けていますか？

損傷・破損・脱落・不鮮明なものはありませんか？



× 標識の破損



× 標識の破損



消火器の案内図記号

外国人来訪者等にもわかりやすい案内図記号を標識に代えることができます。

# 朱書きを参考に記入してください



点検報告書はこちらからダウンロードできます。  
[http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/fieldList4\\_8\\_h29/pdf/tenkenhyou.pdf](http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/fieldList4_8_h29/pdf/tenkenhyou.pdf)

別記様式第1

消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果報告書							
○○年 ○○月 ○○日							
○○市○○消防署長 殿							
届出者							
住所 ○○市○○町○○○-○○							
氏名 <b>消防太郎</b> (印)							
電話番号 ○○○○-○○-○○○○							
下記のとおり消防用設備等（特殊消防用設備等）の点検を実施したので、消防法第17条の3の3の規定に基づき報告します。							
記							
防火対象物	所在地	○○市○○町○○○-○○					
	名称	○○○飯店					
	用途	飲食店					
	構造・規模	木造 地上 ○階 地下 ○階 床面積 ○○○ m <sup>2</sup> 延べ面積 ○○○ m <sup>2</sup>					
点検期間	○○年○○月から○○年○○月まで ( <del>年 月から 年 月まで</del> )						
消防用設備等（特殊消防用設備等）の種類等	消火器						
点検票	別添のとおり						
点検者	住所	○○市○○町○○○-○○	社名	○○○飯店			
	氏名	<b>消防太郎</b>	電話番号	○○○○-○○-○○○○			
	点検資格	消防設備士	種類等	交付知事	交付年月日	講習受講状況	
			甲・乙	都道府県	年月日	受講地	受講年月
	資格者	消防設備点検資格者	種類	特・第1・第2種	交付年月日	再講習受講状況	
					交付番号	受講年月	
					年月日	年 月	
※受付欄		※経過欄		※備考			

- 備考
- この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
  - 点検者が複数の場合は、別記様式第3に記入し、添付すること。
  - 消防用設備等又は特殊消防用設備等ごとの点検票を添付すること。
  - ※印欄は、記入しないこと。
  - 点検期間のうち、消防用設備等と同時に特殊消防用設備等を点検する場合、その点検期間を（ ）へ記入すること。
  - 住所、社名及び電話番号の欄は、点検者が会社（会社以外の法人に所属する場合は当該法人）に所属する場合には、当該所属する会社の住所、社名及び電話番号を記入すること。

# 朱書きを参考に記入してください



点検報告書はこちらからダウンロードできます。  
[http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/fieldList4\\_8\\_h29/pdf/tenkenhyou.pdf](http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/fieldList4_8_h29/pdf/tenkenhyou.pdf)

別記様式第 1

(その 1)

消 火 器 具 点 検 票										
名 称	〇〇〇飯店					防 火 管 理 者	(印)			
所 在	〇〇市〇〇町〇〇〇-〇〇					立 会 者	消防太郎 (印)			
点検種別	機 器 点 検	点検年月日	〇〇年〇〇月〇〇日～ 〇〇年〇〇月〇〇日							
点 検 者	資格 番号	点 検 者 所 属 会 社	社名 〇〇〇飯店 TEL 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇							
	氏名 消防太郎 (印)		住所 〇〇市〇〇町〇〇〇-〇〇							
点 検 項 目		点 検 結 果					措 置 内 容			
		消 火 器 の 種 別								
		A	B	C	D	E	F	判 定	不 良 内 容	
		機 器 点 検								
A B C A～D P4 参照	設 置 場 所	1	○					1	通行障害	位置変更
	設 置 間 隔	1	○					1	歩行距離オーバー	位置変更
	状 況 適 応 性	○	○					○		
	耐 震 措 置									
① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ①～⑥ P1,P2 参照	表 示 ・ D 標 識	○	○					○		
	本 体 容 器	○	○					○		
	安 全 栓 の 封	○	○					○		
	安 全 栓	○	○					○		
	使 用 済 みの 表 示 装 置	○	○					○		
	押 し 金 具 ・ レ バ ー 等	○	○					○		
⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑦～⑩ P3 参照	キ ャ ッ プ	○	○					○		
	ホ ー ス	○	○					○		
	ノ ズ ル ・ ホ ー ン ・ ノ ズ ル 栓	○	○					○		
	指 示 圧 力 計	○	○					○		
外 形	圧 力 調 整 器									
	安 全 弁									
	保 持 装 置									
	車 輪 (車 載 式)									
	ガ ス 導 入 管 (車 載 式)									

粉末消火器は A 列に記入する

A : 粉末消火器 C : 強化液消火器

正常: ○  
不良: 本数

①～⑩のうち、  
一つでも不良となる  
場合は、買替え等が  
必要となります。

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。
- 2 消火器の種別欄は、該当するものについて記入すること。Aは粉末消火器、Bは泡消火器、Cは強化液消火器、Dは二酸化炭素消火器、Eはハロゲン化物消火器、Fは水消火器をいう。
- 3 判定欄は、正常の場合は○印、不良の場合は不良個数を記入し、不良内容欄にその内容を記入すること。
- 4 選択肢のある欄は、該当事項に○印を付すこと。
- 5 措置内容欄には、点検の際措置した内容を記入すること。



# Q & A

Q

報告書の書式はどこで貰えるの？  
提出先はどこ？

A

報告書の入手方法についてはお近くの消防機関にお問い合わせください。

報告書の提出先は消防機関となりますので、詳しくはお近くの消防機関にお問い合わせください。

◆報告書は下記URL・QRコードからもダウンロードできます。

【[http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/fieldList4\\_8\\_h29/pdf/tenkenhyou.pdf](http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/fieldList4_8_h29/pdf/tenkenhyou.pdf)】



Q

報告をしないと罰則はある？

A

報告をしない者、又は虚偽の報告をした者は、30万円以下の罰金又は拘留の刑に処せられます。

Q

消火器を廃棄するにはどうすればいい？

A

引き取りを行っている特定窓口は、主に消火器の販売代理店や防災・防犯事業者が担っています。

インターネットにて『消火器リサイクル窓口』を検索してください。

リサイクルシールが貼付された消火器は、既にリサイクル料が支払われております。

Q

消火器の点検・報告の時期は？

A

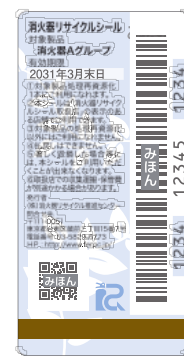
機器点検 6カ月ごと  
報告期間 1年に1回(特定用途…飲食店など)  
3年に1回(非特定用途…共同住宅など)

Q

消火器を買替えば、点検結果を報告しなくてもいい？

A

点検と報告は必要となります。



リサイクルシール

「消火器点検アプリ」を提供していますのでご活用ください。

ダウンロードはこちらから

【[http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/fieldList4\\_8\\_h29/syokaki\\_tenken\\_app.html](http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/fieldList4_8_h29/syokaki_tenken_app.html)】



お問い合わせ先

Blank box for contact information.



消 防 庁

Fire and Disaster Management Agency  
<http://www.fdma.go.jp/>